

山口市わくわく移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県から本市への移住促進を図るために実施する山口市わくわく移住支援補助金（以下「移住支援補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(2) 東京23区

地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

(3) 条件不利地域

東京圏のうち、別表1に規定する区域をいう。

(4) 転入

本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(5) マッチングサイト

山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。

(6) 支給対象法人

別表2に規定する要件を全て満たす法人として、山口県が定めるやまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領に基づき登録を行った法人をいう。

(対象者要件)

第3条 移住支援補助金の交付の対象となる者は、申請時において、次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の少なくとも一つに該当する者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、これに加えて(5)の要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 移住等に関する要件

次のア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 次の(a)及び(b)に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができるものとする。

(a) 転入する直前までの10年間のうち通算5年以上、東京23区に居住していた又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し東京23区への通勤をしていたこと（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）。

(b) 転入する直前まで連続して1年以上、東京23区内に居住していた又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内への通勤の期間については、住民票の転入日の3か月前までの日を当該1年の起算点とすることができる。）

b 次に掲げる事項の全てに該当すること（aに該当する者を除く）。ただし、（3）又は（4）に該当する場合であって、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の企業等へ就職した者については、当該通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(a) 転入する直前までの10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県に在住していたこと。

(b) 転入する直前まで連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 移住支援補助金の申請時において、転入後1年以内であること。

② 移住支援補助金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

② 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

③ 市税の滞納がないこと。

④ ①、②及び③に掲げるもののほか、市長が移住支援補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次の①、②及び③の全てに該当し、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当すること。

① 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

② 当該法人に、移住支援補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

③ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 移住支援補助金の対象としてマッチングサイトに掲載された支給対象法人の求人に応じて就業すること。（当該求人がマッチングサイトに掲載された日以降に応募したものに限る。）

② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

③ 勤務地が山口県内に所在すること。

イ 専門人材の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 山口県が実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。

② 勤務地が山口県内に所在すること。

③ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 関係人口の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 本市が主催する移住体験ツアー（山口県又は本市が実施する移住促進に係る訪問及び滞在に係る支援制度の利用を含む。）に参加した経験を有する者であって、本市への転入時に45歳未満であること。
- ② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 創業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- ② 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 申請者を含む、転入する2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ② 世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ③ 世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- ④ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金の額等）

第4条 移住支援補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 移住支援補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める要件を満たし、(1)のA aに該当する場合は、2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の移住支援補助金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。
- (2) 第3条に定める要件を満たし、(1)のA bに該当する場合は、2人以上の世帯の場合は50万円、単身の場合は30万円の移住支援補助金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大50万円を加算する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、転入をした日から起算して1年に到達する日までの間に、山口市わくわく移住支援補助金支給申請書（別記第1号様式）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の転入後の住民票の写し（世帯の申請をする場合にあっては第3条(5)の要件を満たすことが分かるもの。以下同じ。）

- (2) 戸籍の附票の写し等、転入をする直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 補助対象者の就業証明書（別記第2号様式）又は創業補助金の交付決定通知書の写し
- (5) 転入前の在勤地、就業期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類（東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区への通勤及び通学をしていた場合、又は東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の企業等へ就職した場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に移住支援補助金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を山口市わくわく移住支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 移住支援補助金の交付は、前条の規定により移住支援補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの山口市わくわく移住支援補助金交付請求書（別記第4号様式）の提出による請求に基づき行うものとする。

（報告及び是正のための措置）

第8条 交付決定者は、第6条に規定する交付決定を受けた日から5年を経過する日又は第9条に規定する交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先及びその他第3条に規定する対象者要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日までに、山口市わくわく移住支援補助金現況届（別記第5号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、その他補助事業の遂行に関し必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、山口市わくわく移住支援補助金返還請求書（別記第6号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 偽り又は不正な手段により移住支援補助金の交付決定を受けたとき。

イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 申請のあった日から3年未満に市外へ転出（市外で1年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。）したとき。

エ 申請のあった日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞したとき。

オ 第3条(4)に規定する決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 令和2年2月29日以前に住民票を移した者については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日以前に住民票を移した者については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 令和4年3月31日以前に住民票を移した者については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 令和5年3月31日以前に住民票を移した者については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から実施する。
(経過措置)
- 2 令和5年6月22日以前に住民票を移した者については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の山口市わくわく移住支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行期日以降に住民票を移した者に適用し、令和6年3月31日以前に住民票を移した者については、なお従前の例により取り扱うものとする。
(山口市創生テレワーク移住支援補助金交付要綱の廃止)
- 3 山口市創生テレワーク移住支援補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）は、廃止する。
(山口市創生テレワーク移住支援補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 4 令和6年3月31日以前に転入した者で、前項による廃止前の山口市創生テレワーク移住支援補助金交付要綱第3条に該当していた者の補助金の交付については、なお山口市創生テレワーク移住支援補助金交付要綱の規定の例により取り扱うものとする。

別表1（第2条関係）

| 都県名 | 条件不利地域 |
|------|--|
| 東京都 | 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村 |
| 埼玉県 | 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村及び神川町 |
| 千葉県 | 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町 |
| 神奈川県 | 山北町、真鶴町及び清川村 |

別表2（第2条関係）

| 支給対象法人の要件 |
|---|
| (ア)山口県の総合計画の推進に資する法人であること。 (イ)官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。 (ウ)資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金おおむね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。 (エ)みなし大企業（上記（ウ）の市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人が、いわゆる親会社である法人を除く。）でないこと。 (オ)本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。 (カ)雇用保険の適用事業主であること。 (キ)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 (ク)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。 |